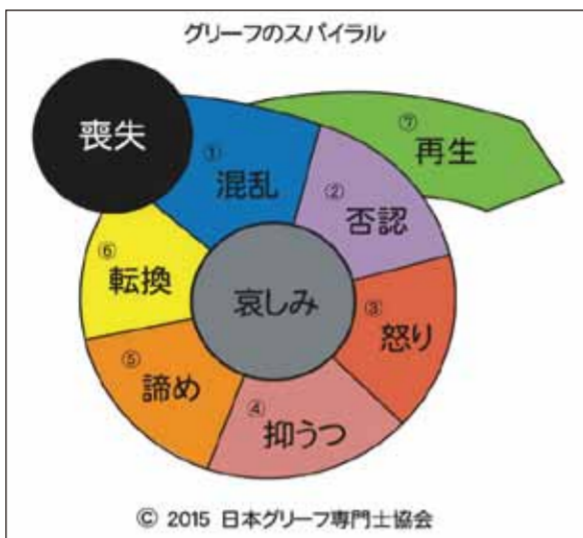




喪失の悲嘆に寄り添います！～和歌山グリーフ専門士の会～

グリーフとは、「喪失による悲嘆」の意味で、何かを失うことにより哀しみを感じている状態です。一般的には大切な方やペットとの死別を指すことが多いですが、「病気やケガによる身体機能の喪失」「離婚」「退職や失職」など、様々な哀しみを「グリーフ」ととらえています。そんなグリーフ状態になった方々に寄り添うグリーフケアの専門士として活動する「和歌山グリーフ専門士の会」のみなさんにお話を聞きました。



グリーフのスパイラルの概念図。数字の順番に進むとは限りませんが、最終的には「再生」のプロセスにつながると考えられています。

具体的には、グリーフのスパイラル(左図)を見ながら、自分自身がどのような状態にあるかを客観的に見つめることで、心を落ち着かせます。何かを失うことで、または失う恐

れ、最初訪れる人が少なかったカフェですが、次第にグリーフケアを受けたいと訪問する方が増え、4年目の現在は、毎回2〜3名の方が参加されるのだと

カフエを主催するなかで、ペットロスによるグリーフ状態の方にも多く出会う事になりました。

メンバ―は、一般社団法人日本グリーフ専門士協会の養成スクールを受講した卒業生により結成されています。グリーフ状況の方々と接する事の多い看護師や介護福祉士など医療や福祉の専門職の方が多く、仕事をす

怖心から、喪失、混乱、否認、怒りなど、様々な感情が沸き起こりますが、時間はかかりますが、再生できるような、とカウンセリングをおこないます。

ペットロスのグリーフ状態も課題



問い合わせ

和歌山グリーフ専門士の会
和歌山市梶取 316-30 (福徳の里内) 073-463-9010
<https://www.facebook.com/wakayamagrieff/>



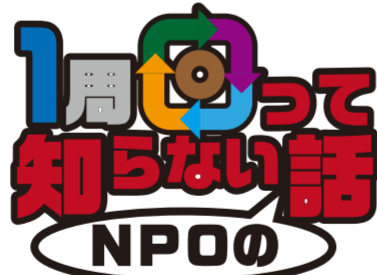
和歌山県内で開催されている「喪失体験を支えあう空間 グリーフケア Café」一覧

- ◎mana 【日時】 月1回 月曜日 19:00～20:30 【場所】 和歌山市梶取 316-30 (福徳の里内) 【参加費】 500円
- ◎徳 (toku) 【日時】 月1回 日曜日 14:00～15:30 【場所】 和歌山市屋形町 4-15-1 (そば切徳内) 【参加費】 500円

- ◎縁 (えにし) 【日時】 月1回 火曜日 【場所】 和歌山市里 198-3 (やまぐちささえ愛センター内) 【参加費】 500円
- ◎ペットロス Café 【開催日】 年2回開催 (次回は来年2月開催予定) 【場所】 岩出市中島 625-1 (カフェ花舞内 予定) 【参加費】 500円 (ワンドリンク付き)

みんなでつくる情報板 わかやまイベントボード

- 男の家事が社会を救う！～笑って考えるジェンダー論～
家事実践者の講師が男女で家事や育児を担う新しいスタイルを紹介しつづけます。
日時 6月27日(木) 19:00～20:40
場所 和歌山ビッグ愛大ホール
講師 瀬地山角さん(東京大学大学院教授)
参加費 無料
定員 150名(要申し込み)
主催・申込み 和歌山県男女共同参画センター「りいぶる」(073-435-5245、FAX 073-435-5247)
- 2019年わかやまパワフル祭～貴女と貴男の物語～
男と女の物語をピアノとサックス、朗読とシャンソンで綴ります。
日時 6月30日(日) 14:00～16:00
場所 和歌の浦アートキューブ
出演 朗読ピアノ:アルベルト田中さん、サックス:崎山正弘さん、シャンソン:清水香予子さん、ほかのみなさん
参加費 前売り2,000円、当日2,500円
主催 和歌山シャンソン友の会(073-451-3288)
- 自分史作り
大切な体験や忘れられない思い出など、自分史として残しませんか?
日時 7月6日(土) 13:00～14:30
場所 和歌山ビッグ愛6階3号シンルーム
講師 橋爪喜代さん(自分史活用アドバイザー)
参加費 1,000円
持ち物 筆記用具、思い入れのある写真(1～2枚)
定員 15名(申し込み必要)
問い合わせ・申込み 和歌山ビッグ愛 (073-435-5200)
- 第1回UIターン就農相談フェア
就農相談就農に向けてのアドバイスなど様々なブースが設けられます。
日時 6月30日(日) 10:00～15:00
場所 和歌山県JAビル
内容 就農相談就農に向けてのアドバイス、各種研修の紹介等、農林大学校相談、林業就業相談、移住相談、新規就農セミナー
問い合わせ 農林大学校就農支援センター (0738-23-3488)
備考 新規就農セミナーは11時～12時。



第12回 NPOとは?⑫

今回は、NPO 法人の組織形態について取り上げます。
まず、NPO 法人には意思決定の機関として、社員総会と理事会が存在します。社員総会は NPO 法人の最高意思決定機関で、1年に1回は必ず開催しなければなりません。構成員は NPO 法人の社員。社員とは法律上の用語で、一般には「正会員」と呼ばれる方のこと。NPO 法人は10名以上の社員、すなわち正会員が必要です。ごく少数での意思決定を防ぎ、広く民主的な運営を求めている制度となっています。
理事会は NPO 法人の役員のうち理事によって構成され、日常の重要な組織運営を担う機関です。法律上、理事会の開催回数には特段の定めはありませんが、一般的には、①総会に付議すべき事項、②総会で決議した事項の執行に関する事項、などを協議することになっていますので、年に数回開催するのが望ましいといえます。

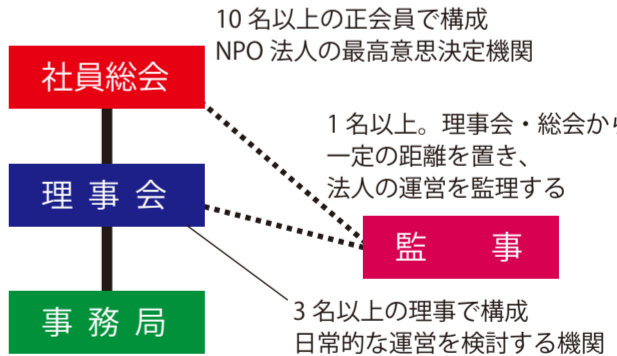
そして、社員総会や理事会から独立した形で監事が存在します。監事も役員に含まれますが、法人運営をチェックし、必要があれば臨時総会や臨時理事会の招集を行う権限を有します。また組織運営上、重大な案件が発生した場合は所轄庁に対する報告を行うこともできるなど、一定の独自性があります。

NPO 法人の日常の業務を担うのは一般に「事務局」です。事務局の体制は団体の業務や規模によってまちまちですし、事務局自体、NPO 法で「必ず置かないといけない」と定められた機関ではありません。

しかし、法人として日常運営をおこなうには事務局がしっかりと機能し、法人として取り組む事業だけではなく、総会や理事会の運営実務などもきちんと担えるのが理想的です。

有給職員をおいているところ、ボランティアが事務局を担当しているところ、理事が事務局を兼務しているところ、団体により形はまちまちですが、社員総会、理事会、事務局が一通り通して、NPO 法人としての想いを体現するとともに、持続可能な組織運営を担う、というのが一種の理想形といえるでしょう。

こうしたことを模式図にすると次のような形になります。



【今回のポイント】

- ・NPO 法人は一般的に「社員総会」「理事会」「事務局」の3つの機関を有し、それぞれに役割がある
- ・監事も役員のひとつで、社員総会もしくは理事会からは一定の独立性を持ち、法人の運営を管理する役割を持つ
- ・事務局の設置は NPO 法上は必須ではないが、円滑な事業運営・組織運営のためには重要な機関。社員総会、理事会と良好な関係を構築することで、NPO 法人としての想いがより体現される可能性がある



このほかの情報もたくさん掲載!
「わかやまイベントボード」
URL <http://eventboard.shiminjuku.jp/>